

学力の3要素に関連する報告書等と入学者選抜実施要項との関係整理

条文・答申等

【平成19年6月27日公布】 学校教育法改正(第30条第2項の追加)

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

○2 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。(中・高等学校等はこれを準用)



大学入学者選抜実施要項

【平成22年5月21日】 平成23年度大学入学者選抜実施要項

第1 基本方針

各大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、入学者の選抜を行うに当たり、入学志願者の大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の教育を乱すことのないよう配慮する。

能力・適性等の判定に当たっては、高等学校段階で育成される学力の重要な要素(基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲)を適切に把握するよう十分留意する。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。(略)

第3 入試方法

1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文・面接その他の能力・適性等に関する検査の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する入試方法(以下、「一般入試」という。)による。この方法による場合には、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動を適切に評価することが望ましい。

2 一般入試のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

(1) アドミッション・オフィス入試

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制とすること。
- ② アドミッション・オフィス入試の趣旨に鑑み、知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・適性、意欲、関心等を多面的、総合的に判定すること。
- ③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち少なくとも1つを行い、その旨を募集要項に明記すること。
 - ア 各大学が実施する検査(筆記、実技、面接等)による検査の成績を合否判定に用いる。
 - イ 大学入試センター試験の成績を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。
 - ウ 資格・検定試験などの成績等を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。
 - エ 高等学校の教科の評定平均値を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。

④ ③ア～ウを行う場合にあっては③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。

(2) 推薦入試

出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法。この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件(出願の目安)や合否判定に用い、その旨を募集要項に明記すること。
- ② 推薦書・調査書だけでは入学志願者の能力・適性等の判定が困難な場合には、上記(1) ③ア～ウの措置の少なくとも1つを講ずることが望ましい。

第5 調査書

1 各大学は、入学者選抜の資料として、高等学校生徒指導要録(以下、「指導要録」という。)に基づき、別紙様式により作成された調査書を提出させる。(略)

2 各大学は、入学者の選抜に当たって、調査書を十分活用することが望ましい。

3 各大学は、資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績等を入学者選抜に用いる場合は、調査書への記載方法等を募集要項にできる限り具体的に記載する。

4～8(略)

条文・答申等

【平成26年12月22日】

・中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」

1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革

(高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜における課題)

高等学校については、現行学習指導要領において、知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力等の能力や、主体的に学習に取り組む態度の育成を目指しており、その実現を目指した関係者による努力が重ねられている。大学教育についても、中央教育審議会答申等において、初等中等教育段階における「生きる力」の育成を踏まえ、「学士力」をはじめとする育成すべき力の在り方や、その育成のための大学教育の質的転換について提言されてきており、学生が主体性を持って多様な人々と協力して問題を発見し解を見いだしていく能動的学修(以下「アクティブ・ラーニング」という。)の充実などに向けた教育改善が図られてきた。

しかしながら、我が国が成熟社会を迎え、知識量のみを問う「従来型の学力」や、主体的な思考力を伴わない協調性はますます通用性に乏しくなる中、現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていない。

2. 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた改革の方向性

◆ 各大学が個別に行う入学者選抜(以下「個別選抜」という。)については、学力の三要素を踏まえた多面的な選抜方法をとるものとし、特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れが促進されるよう、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化する

① 各大学の個別選抜改革

(多面的な評価に向けた意識改革と、新たな評価手法の蓄積・共有)

こうした多面的な評価に対応した具体的な手法としては、主として複雑な課題に知識・技能を活用して探究し表現することを求める「パフォーマンス評価」、そうした複雑な課題の達成度を数段階に分け、達成度を判断する基準を示す「ルーブリック」、様々な学習過程や成果の記録等を蓄積して学習状況を把握する「ポートフォリオ評価」等が着実に開発されているところである。今後、高等学校教育及び大学教育におけるそうした評価の導入を積極的に推進するとともに、初等中等教育関係者と大学関係者が協力して具体例を蓄積し共有し、新たな手法も研究・開発していく必要がある。

【平成27年1月16日】 「高大接続改革実行プラン」(文部科学大臣決定)

Ⅲ 具体的な取組施策

1 各大学の個別選抜の改革

【改革の方向性】

特に、各大学の個別選抜において、それぞれの大学の教育カリキュラムや教育改革と連動した入試改革を進めるため、各大学の教育理念やアドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)を踏まえた多面的・総合的な選抜方法をとることを促進する。

大学入学者選抜実施要項

【平成27年5月27日】 平成28年度大学入学者選抜実施要項

第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学(短期大学を含む。以下同じ。)が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)や教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえ定める入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受け入れに配慮する。あわせて、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の教育を乱すことのないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の判定に当たっては、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

① 基礎的・基本的な知識・技能(以下、「知識・技能」という。)

② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力(以下、「思考力・判断力・表現力等」という。)

③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度(以下、「主体性・多様性・協働性」という。)

第3 入試方法

1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法(以下、「一般入試」という。)による。

2 (略)

第5 調査書

1 (略)

2 各大学は、入学者の選抜に当たって、調査書を十分に活用する。

3~8 (略)

【平成28年3月31日】 高大接続システム改革「最終報告」

3. 大学入学者選抜

(1) 大学入学者選抜改革の基本的な考え方

- 高大接続システム改革を実現し、これからの時代を生きる一人一人が、十分な知識・技能と、それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を育てていくためには、高等学校教育から大学教育への間に位置する大学入学者選抜の改革が不可欠である。
- 大学入学者選抜については、既に大学によっては改善に向けた取組が進められつつあるものの、多くの大学では知識の暗記・再生や暗記した解法パターンの単なる適用の評価に偏りがちで、思考力等を問う問題であっても、答えが一つに限られている設問が多い。改革に当たっては、こうした課題を踏まえるとともに、
 - ・ 受検者が「学力の3要素」に対応する諸能力や経験をどの程度持っているか、当該大学の教育課程編成・実施の方針に沿った教育を受け卒業認定・学位授与の方針を体現する学生として卒業し社会で良き人生を歩むことができる潜在力を持っているかどうかを、各大学が入学者受入れの方針に基づき判定すること
 - ・ 各大学がそれぞれの教育理念を踏まえるとともに三つの方針に立脚して、多様な背景を持つ受検者一人一人の能力や経験を多面的・総合的に評価する入学者選抜に改革すること
 - ・ 一部のAO入試や推薦入試においては、いわゆる「学力不問」と揶揄されるような状況も生じており、「学力の3要素」の評価を適切に行うことにより、入学後の大学教育に円滑につなげていくことなどを特に重視して取り組む必要がある。

(2) 個別大学における入学者選抜改革

ア 個別大学における入学者選抜改革の基本的な考え方

- ① 卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜への改善
- 各大学においては、「学力の3要素」に関し、入学希望者にどのような能力を求め、それをどのような具体的な方法で評価するのかを入学者受入れの方針において明確化する。具体的な評価方法としては、例えば、次のようなものが考えられる。
 - ・ 大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の結果
 - ・ 自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法
 - ・ 調査書
 - ・ 活動報告書
 - ・ 各種大会や顕彰等の記録、資格・検定試験の結果
 - ・ 推薦書等
 - ・ エッセイ
 - ・ 大学入学希望理由書、学修計画書
 - ・ 面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション
 - ・ その他
 今後、各大学の入学者選抜において、「学力の3要素」を評価するため、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入による「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の十分な評価とともに、調査書や大学入学希望理由書、面接など多様な評価方法を工夫しつつ、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」についての評価を重視すべきである。
- 大学入学前に取り組んできた学習や活動の履歴や、大学における学修への意志や意欲等をより適切に評価するため、国においては、「調査書」の在り方を見直すとともに、提出書類のより積極的な活用を促すことが必要である

(特に現行の「AO入試」「推薦入試」について指摘されている課題の改善)

- さらに、「推薦書」を求める場合において、例えば、推薦書の中で本人の学習歴や活動歴を踏まえた「学力の3要素」に関する評価を記載することを必須とするなど、提出書類の在り方を改善する。

(特に現行の「一般入試」について指摘されている課題の改善)

- 「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより適切に評価するため、「調査書」や「高等学校までの学習や活動の履歴」、「学修計画書」などの資料の積極的な活用を重視する。

【平成29年7月13日】 平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について(通知)

1. 趣旨

- 最終報告を踏まえ、各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の3要素」(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」)を多面的・総合的に評価するものへと改善する。
- その際、大学入学者選抜実施要項(以下「実施要項」という。)の「一般入試」「AO入試」「推薦入試」の在り方を見直し、高大接続システム改革の趣旨を踏まえた新たなルールを構築する。
- その際、高等学校教育への影響等を考慮する観点から、入学者選抜のプロセス(出願時期、実施時期、合格発表時期)について、基準を設ける。
- 入試区分については、多面的・総合的な評価の観点からの改善を図りつつ、各々の入学者選抜としての特性をより明確にする観点から、次のように変更する。
 - ・ 「一般入試」<変更前>⇒「一般選抜」<変更後>
 - ・ 「AO入試」<変更前>⇒「総合型選抜」<変更後>
 - ・ 「推薦入試」<変更前>⇒「学校推薦型選抜」<変更後>

2. 各区分の在り方の見直し

<AO入試の課題の改善>

- ① 大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」も適切に評価するため、実施要項上の「知識・技能の修得状況に過度に重点をおいた選抜とせず」との記載を削除し、調査書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等(※)又は「大学入学共通テスト」のうち、少なくともいずれか一つの活用を必須化する。
 - ※例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法(小論文等)、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など
- ② 志願者自らの意思による公募制という性格にかんがみ、本人の記載する資料(活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書等)を積極的に活用する。

<推薦入試の課題の改善>

- ① 大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を適切に評価するため、実施要項上の「原則として学力検査を免除し」との記載を削除し、調査書・推薦書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等(※)又は「大学入学共通テスト」のうち、少なくともいずれか一つの活用を必須化する。
 - ※例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法(小論文等)、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など
- ② 学校長からの推薦書の中で、本人の学習歴や活動歴を踏まえた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価を記載すること、及び大学が選抜に当たりこれらを活用することを必須化する。

<一般入試の課題の改善>

- ① 筆記試験に加え、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより積極的に評価するため、調査書や志願者本人が記載する資料等(※)の積極的な活用を促す。
 - 各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、各大学の募集要項等に明記することとする。
 - ※その他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談など。

条文・答申等

(調査書の見直し)

○ 実施要項で定める調査書の様式等について、生徒の特性や高等学校での多様な学習や活動の状況を的確に示す観点から、以下のような見直しに取り組む。

・ **教科・科目の学習の状況を多面的・総合的に把握できるよう、現行のような評定と修得単位数のみの記載ではなく、学習評価の観点別の評価を記載することなどについて、次期学習指導要領に基づく指導要録の見直しを踏まえ、調査書の様式を見直す。**
 ・ 生徒の特長や個性、多様な学習や活動の履歴についてより適切に評価することができるよう、**現行の調査書の「指導上参考となる諸事項」等の欄を拡充し、より多様で具体的な内容が記載されるようにする。**

その際、一定の共通の留意事項(例えば、検定のスコアや取得年次、活動の取組内容や期間など)を踏まえて記載されるよう、「記入上の注意事項」等を見直す。

・ 大学入学者選抜の出題科目として対象となることの少ない分野での高い学習成果を適切に評価するため、例えば、**大学が指定する特定の分野において特に優れた学習成果を上げたことを調査書で明示**できるようにする。

・ **全教科の評定を単純に平均した「全体の評定平均値」については、その値のみを評価することで生徒の多様な能力や個性の評価を妨げている面があるとの指摘もある。このため、現行のAO入試や推薦入試において全体の評定平均値が出願要件等に用いられていることなどにも留意しつつ、その在り方を検討する。**

(推薦書の見直し)

○ 校長等の「推薦書」の中で**本人の学習や活動の成果を踏まえた「学力の3要素」に関する評価を必ず求めることとし、その上で本人の長所を記述すること**とするなど、推薦書の在り方を見直す。

(本人が記載する提出書類の多様化や内容の充実)

○ 入学希望者本人が記載する提出書類の多様化やその内容の充実を図る。このことにより、大学に対しより多面的な情報が提供されるとともに、本人が大学で学ぶ目的を見つめ直し、自らの進路について主体的に考える機会が増え、大学での学修への意欲を高めることにもつながる。生徒一人一人が自らを振り返り、こうした提出書類に十分な記述を行うことができるよう、高等学校教育において、適切な指導が行われることが望まれる。

○ 入学希望者本人の記載する「**活動報告書**」や「**大学入学希望理由書**」、「**学修計画書**」等やそれに関する**プレゼンテーション**などが、**各大学の入学者選抜においてより積極的に活用されるよう促す。**



大学入学者選抜実施要項

II. 調査書や提出書類等の改善について

2. 対応

(1) 調査書の見直し

【指導上参考となる諸事項】

○ 生徒の特長や個性、多様な学習や活動の履歴についてより適切に評価することができるよう、**現行の調査書の「指導上参考となる諸事項」の欄を拡充し、以下の①～⑥の項目ごとに記載する欄を分割し、より多様で具体的な内容が記載されるようにする。**

- ①各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等
- ②行動の特徴、特技等
- ③部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等
- ④取得資格・検定等
- ⑤表彰・顕彰等の記録
- ⑥その他

※生徒会活動や学校行事など特別活動における生徒の活動状況については、「特別活動の記録」に記載する。

○ その際、**実施要項の「調査書記入上の注意事項等について」に以下の内容を記載**する。

- ③については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、期間等
 - ④については、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容・取得スコア・取得時期等
 - ⑤については、表彰や顕彰等に係る各種大会やコンクール等の内容や時期等
- また、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等への参加歴や成績など社会的に評価される活動の実績、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関わる所見なども記載が望ましいものの例として示す
- 大学において、上記以外の多様な学習や履歴等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価する内容をどのように調査書に盛り込むべきかといった記載方法等につき、募集要項等にできる限り具体的に記載できるようにする。
- **調査書の様式は、現行では裏表の両面1枚となっているが、この制限を撤廃し、より弾力的に記載できるようにする。**

【「評定平均値」の取扱い】

「評定」は、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総合的に評価するもの(目標に準拠した評価)である。

「評定平均値」は、この教科・科目の「評定」を量的に単純平均したものであり、目標に準拠した評価とは性格が異なる。こうした値のみが重視されることは、調査書に個別に記載される各教科・科目の評価やその他の要素などのきめ細かな評価の軽視に繋がるとの指摘もある。この数値は、あくまでも高等学校の学習成績を全体的に把握する上での一つの目安という性格であることに留意する必要がある。

このため「評定平均値」について、従来のAO・推薦入試や高等学校教育において果たしている役割を踏まえつつ、高等学校の学習成績を全体的に把握する上での一つの目安であることの明確化や、目標に準拠した評価の観点から、以下のとおり整理する。

- **平成32年度～: 高等学校での学習成績を全体的に把握する趣旨を明確にするため、「評定平均値」の呼称を「学習成績の状況」に改める。**
- **平成36年度～: 次期学習指導要領に基づく指導要録の見直しを踏まえ、調査書の様式を見直す際、従前の「全体の評定平均値」の記載欄のさらなる見直しを検討する。**

【活用の在り方】

- 現行の実施要項では、「入学者の選抜に当たって、調査書を十分に活用する」旨を記載している。今後、各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等を「どのように」活用するかを各大学の募集要項等に明記することとする。
- 調査書等の活用に当たり、総合型選抜及び学校推薦型選抜を中心に、各高等学校が定める学校運営の方針及び学校設定教科・科目等の内容や目標等に関する情報を、各大学が必要に応じ提供を求めることができる旨、実施要項に明記する。
※上記と併せて、いずれの入試区分においても、生徒の多様な能力や個性の評価の観点から、実施要項において、次のように記載する。
 - ・「学習成績の状況」だけでなく、部活動やボランティア活動、特別活動の記録や総合的な学習の時間の内容・評価など、調査書の他の記載事項も有効に活用する。
 - ・大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができる。
 - ・卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を踏まえ、大学が指定する特定の分野(例:保健体育、芸術、家庭、情報等)において、特に優れた学習成果を上げたことを調査書の備考欄に記載するよう求めることができる。

(2) 推薦書の見直し

- 推薦書を求める場合、単に本人の長所だけを記載させるのではなく、
 - ・入学志願者の学習や活動の成果を踏まえた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価についての記載を必ず求めることとする。
 - ・その際、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記載するよう求めること。
- などについて、実施要項に盛り込む。

(3) 志願者本人の記載する資料等

- 実施要項に、以下の内容を盛り込む。
 - ① 活動報告書を活用する際には、高等学校までの学習や活動の履歴が把握できるようにするため、例えば、以下のような内容の記載を求めるとともに、様式のイメージを例示する。
 - ・「総合的な学習の時間」等において取り組んだ課題研究等
 - ・学校の内外で意欲的に取り組んだ活動(生徒会活動、部活動、ボランティア活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定等、その他生徒が自ら関わってきた諸活動、各種大会・コンクール等、留学・海外経験等、特色ある教育課程を実施する学校における学習活動等)
 - ② 大学入学希望理由書や学修計画書を活用する際には、各大学が、学部等の教育内容を踏まえ、大学入学希望者に対し、入学希望理由や入学後に学びたい内容・計画、大学卒業後を見据えた目標等を記載させる。
 - ③ 活動報告書、大学入学希望理由書や学修計画書等、大学入学希望者本人が記載する資料の積極的な活用に努める。特に総合型選抜や学校推薦型選抜において、これらの資料に関するプレゼンテーションなどにより積極的に活用する。
 - ④ 芸術系などにおいて実技に関し評価を行う場合には、必要に応じ、活動報告書、大学入学希望理由書や学修計画書を積極的に活用する。
 - ⑤ 各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、各大学の募集要項等に明記する。(再掲)

(4) 調査書等の電子化について

- 「大学入学者選抜改革推進委託事業」において、高校段階でのeポートフォリオとインターネットによる出願システムを連動させたシステムのモデルや、主体性等を評価するためのモデルの開発等を行っており、その取組状況も踏まえながら、調査書等の電子化の在り方について検討する。